第十四条第二項中「第二十三条の六第六項」を「第二十三条の六第九項」に、「第二十三条の六第三項」を「第二十三条の六第四項」に改め、同条第三項中「同条第七項」を「同条第八項」に、「第二十三条の六第六項」を「第二十三条の六第九項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第一号ハ(2)中「第四十条の五第五項各号」を「第四十条の五第六項各号」に改め、同項第二号ロ(1)中「第四十条の五第二項」を「第四十条の五第三項」に改め、同号ロ(2)中「第四十条の五第三項各号」を「第四十条の五第五項各号」に改め、同項第三号ロ(1)中「第四十条の五第三項」を「第四十条の五第四項」に改め、同号ロ(2)中「第四十条の五第四項第二号」を「第四十条の五第五項第二号」に改め、同号ロ(4)中「第四十条の五第五項各号」を「第四十条の五第六項各号」に改める。

第十四条の二第四項中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第三項」に、「第六項第一号及び第九項」を「以下この条」に、「第三十八条の二第九項」を「第三十八条の二第十項」に、「第六項、第七項及び第九項」を「以下この条」に改め、同項各号を次のように改める。

一　耐震基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。）に適合するものであることにつき令第二十九条の二第三項の証明を受けようとする家屋　当該家屋の登記事項証明書（当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によって明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類）及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの

二　経過年数基準（法第三十八条の二第二項第三号に規定する経過年数基準をいう。）に適合するものであることにつき令第二十九条の二第三項の証明を受けようとする家屋　当該家屋の前号に規定する登記事項証明書

第十四条の二第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　令第二十九条の二第二項に規定する財務省令で定める構造は、登記簿に記録された当該家屋の構造のうち建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とする。

第十四条の二第六項中「第二十九条の二第三項に」を「第二十九条の二第四項に」に改め、同項第一号中「第九項に」を「第十二項に」に、「第九項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同号イ中「第二十九条の二第三項第一号」を「第二十九条の二第四項第一号」に改め、同号ロ中「第二十九条の二第三項第二号」を「第二十九条の二第四項第二号」に改め、同号ハ中「第二十九条の二第三項第三号」を「第二十九条の二第四項第三号」に改め、同号ニ中「第二十九条の二第三項第四号」を「第二十九条の二第四項第四号」に改め、同号ホ中「第二十九条の二第三項第五号」を「第二十九条の二第四項第五号」に改め、同項第二号中「第九項第三号」を「第十二項第三号」に改め、同条第七項中「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第七項」に改め、同条第十項中「第二十九条の二第九項」を「第二十九条の二第十一項」に、「第三十八条の二第九項」を「第三十八条の二第十項」に改め、同項第一号イ(7)中「第二十九条の二第五項各号」を「第二十九条の二第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同項第二号イ(3)中「第二十九条の二第五項各号」を「第二十九条の二第六項各号」に改め、同号イ(4)中「第二十九条の二第五項各号」を「第二十九条の二第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該既存住宅用家屋が法第三十八条の二第九項の規定により同条第二項第三号に規定する既存住宅用家屋とみなされたものである場合　次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

(1)　(i)　イに掲げる場合　次に掲げる書類

(i)　当該既存住宅用家屋の耐震改修に係る建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）別記第五号様式に規定する認定申請書又は第九項に規定する書類の写しで同項の申請をしたことを証するもの

(ii)　当該既存住宅用家屋に係る第十項に規定する書類で同項の証明がされたことを証明するもの

(2)　ロに掲げる場合　次に掲げる書類

(i)　ロに定める書類

(ii)　(1)(ii)及び(iii)に掲げる書類

第十四条の二第九項第三号イ(3)中「第二十九条の二第四項第二号」を「第二十九条の二第五項第二号」に改め、同号イ(5)中「第二十九条の二第五項各号」を「第二十九条の二第六項各号」に改め、同号ロ(1)中「掲げる」を「定める」に改め、同号ハ(2)中「第二十九条の二第四項第二号」を「第二十九条の二第五項第二号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項の次に次の三項を加える。

9　法第三十八条の二第九項に規定する財務省令で定める手続は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに同日以後当該要耐震改修住宅用家屋の耐震改修（同項に規定する耐震改修をいう。次項及び第十二項において同じ。）を行うことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に基づいて行う申請とする。

10　法第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する要耐震改修住宅用家屋が同項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなったことにつき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明を受けなければならない。

11　令第二十九条の二第八項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた被災受贈者がその居住の用に供する家屋は、当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当するものであることにつき、第五項第一号に規定する登記事項証明書により証明がされたものとする。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第四項の規定に基づき、復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別所得税に関する省令（平成二十四年財務省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第一号中「第三十三条第三項第一号」を「第三十三条第四項第一号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○財務省令第三十三号

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）を実施するため、復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

復興特別法人税に関する省令の一部を改正する省令

復興特別法人税に関する省令（平成二十四年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の項中「同条第三項の規定により課税事業年度とみなされる事業年度を除く。」を削り、「第二十二条の十九第二項第三号」を「第二十二条の十九第二項第二号及び第四号」に、「及び」を「並びに」に改め、同表国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の項中

法人税	法人税、復興特別法人税

を

地方法人税	地方法人税、復興特別法人税

に改める。